

長野市上下水道局公告第5号

条件付一般競争入札の実施について

長野市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和8年1月28日

長野市上下水道事業管理者 上平 敏久

1 入札対象工事

- (1) 工事名 国補 犀川夏目送水管布設替国道工区工事
(2) 工事場所 長野市大字安茂里
(3) 工事概要 送水管布設替工
D I P ϕ 600 L = 551m
(4) 工期 契約日から令和9年3月17日まで
本工事は、週休2日工事（発注者指定型）の対象工事である。

2 入札者の条件

- (1) 次に掲げる条件を、入札公告日から落札決定日まで全て満たしていること。
ア 令第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。
ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
オ 市税を滞納していないこと。
(2) 長野市建設工事競争入札参加資格を有する2者が自主結成した甲型特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）で、その構成員が次の条件を全て満たしていること。
ア 資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されていること。
イ 水道施設工事 格付A級の者
ウ 水道施設工事業について、特定建設業の許可を有していること。
エ 特定JVの代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者で、その出資比率は、最大の出資比率であること。

- オ 特定JVの最小の出資者の出資比率は、30パーセント以上であること。
- カ 特定JVの各構成員は、当該工事の入札に参加する異なる特定JVの構成員を兼ねていないこと。
- キ 特定JVの各構成員は、当該工事の入札に参加する異なる特定JVの代表者となる構成員との間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）があると認められること。
- ク 特定JVの各構成員は、当該工事に係る設計業務の受注者でないこと又は当該受注者と特定関係があると認められること。

(3) 特定JVの代表者となる構成員の条件

- ア 令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書のうち、水道施設工事に係る総合評定値が800点以上の者であること。
- イ 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。
資格は、公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。
 - (イ) 配置技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係を必要とする。
 - (ウ) 配置技術者は、契約日において他の工事に配置する技術者であってはならない（該当工事のしゅん工検査の終了が確認できる場合を除く。）。
 - (エ) 建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、当該工事現場に配置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。
 - (オ) 基準を満たす3人以内の配置技術者を申請することができる。
 - (カ) 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

(4) 特定JVの代表者以外の構成員の条件

- ア 令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書のうち、水道施設工事に係る総合評定値が900点未満の者であること。
- イ 次の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - (ア) 1級又は2級土木施工管理技士資格を有する者であること。
資格は、公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。
 - (イ) 配置技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係を必要とする。
 - (ウ) 配置技術者は、契約日において他の工事に配置する技術者であってはならない（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合等を除く。）。
 - (エ) 基準を満たす3人以内の配置技術者を申請することができる。
 - (オ) 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

(5) その他

- ア 本件の特定JVの有効期間は、当該工事の完成後12箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、当該工事につき、契約不適合責任がある場合には構成員が連帯してその責めを負う。
- イ 当該工事につき結成された特定JVのうち契約の相手方とならなかつた者の有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了する。
- ウ 長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成6年9月1日告示）を熟覧のこと。

3 入札参加資格確認申請書及び添付書類

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお申請書等は全てA4サイズとし、アからカまでの順に整えて提出すること。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（1部）
 - イ 建設共同企業体参加資格審査申請書（様式第1号）（3部）
 - ウ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（3部）
※イの申請書にウの協定書を添付し袋とじとする。
 - エ 配置予定技術者調書（1部）
 - (ア) 予定技術者ごとに作成すること。
 - (イ) 技術者の所属する法人名で記載すること。
 - (ウ) 免許、資格等の写しを添付すること。
 - (エ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の写しを添付すること。
 - オ 納税証明書（長野市入札参加用）
申請日において、証明年月日が3箇月以内のもの（写し可）
 - カ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
申請日において、通知書の審査基準日から1年7箇月以内のもの
- (2) 申請書等は、長野市ホームページの「条件付一般競争入札＜工事等＞（市長部局・上下水道局）」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の該当工事の申請書及び添付書類をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4 申請書及び添付書類の提出方法及び受付期間

申請書及び添付書類は、次により持参又は郵送すること。

- (1) 持参による提出

ア 受付期間 令和8年2月17日（火）から令和8年2月18日（水）まで
午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は、午後4時まで）
イ 持参提出先 長野市役所 第一庁舎4階 財政部契約課

（2）郵送による提出

ア 受付期間 令和8年2月17日（火）から令和8年2月18日（水）まで
※最終日は、午後4時までに到達すること。

イ 宛先 〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市財政部契約課工事担当 行き

※封筒の表面に「条件付一般競争参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※「5 入札参加資格の確認結果」の郵送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

5 入札参加資格の確認結果

競争参加資格確認通知書は、令和8年2月20日付けで申請者宛てにFAX送信する。

申請者は、FAXを受領後、契約課で競争参加資格確認通知書の原本を受領するものとする。

6 設計図書等の閲覧及び有償頒布の期間等

（1）設計図書等の閲覧

本工事に係る設計図書等を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年1月28日（水）から令和8年2月26日（木）まで（閉庁日を除く。）

イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで）

ウ 閲覧場所
長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市財政部契約課（長野市役所第一庁舎4階）

（2）設計図書等の有償頒布の期間

長野市公共工事入札に係る設計図書等の有償頒布の実施に関する要領（平成30年7月1日施行。以下「有償頒布要領」という。）による設計図書等の有償頒布はありません。

（3）設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問は、FAX質問用紙（ホームページ掲載の様式）によりFAXを用いて行うものとし、FAXにより回答するものとする。

ア 質問受付

令和8年1月28日（水）から令和8年2月12日（木）まで。ただし、最終日は、午後4時までに契約課へ到着した分までとする。

イ 送信先 財政部契約課 FAX 026-224-5067

ウ 質問回答 令和8年1月28日（水）から令和8年2月16日（月）まで

(4) 質問及び回答は、ホームページに掲載するものとする。

7 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和8年2月27日（金） 午前9時から

（再度入札の場合は、令和8年3月6日（金） 午前9時から）

(2) 開札場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所第一庁舎6階 会議室 161 開札会場

（再度入札の場合は4階 会議室 141）

8 入札方法

(1) 入札回数は、2回とする。

初度入札において、最低制限価格以上かつ予定価格の制限以下で入札した者がいない場合は、辞退、無効及び最低制限価格未満の価格で入札をした者を除いて、再度入札を行う。再度入札を行うこととなった場合は、電話又はFAXにより連絡する。

(2) 提出書類

ア 入札書（ホームページ掲載の様式。押印は全構成員。再度入札の場合には、「第2回」と記入すること。）

イ 入札金額に対応した工事費内訳書

(ア) 工事費内訳書（総括）（ホームページ掲載の様式）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示すること。

(イ) 工事費内訳書（ホームページで示した設計書に単価及び金額を記載したもの、又はそれと同等の項目が含まれる任意様式によるもの。）

工事費内訳書（総括）と同様に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示すること。

※(ア)を(イ)の表紙とすること。

※(ア)と(イ)の記載内容（金額及び項目）は一致していること。

※押印は代表者のみで可。

(3) 入札書などの封入方法

ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。

イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2箇所を封印すること。委任の場合は、委任状も同封すること（封印については、特定JVの代表者の印のみでも可）。

ウ 中封筒の表面に、「工事名」、「工事場所」、「開札日」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙（ホームページに掲載の様式）を切り取ってのり付けしても可）。

エ 外封筒には、上記の中封筒、上記(2)イの「工事費内訳書（総括及び様式任

意)」を入れて封かんし、外封筒の表面に「工事名」、「工事場所」、「開札日」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙（ホームページ掲載の様式）を切り取ってのり付けしても可）。

(4) 持参による提出方法

ア 入札書提出期間内に、上記(3)のとおり封入して財政部契約課の窓口へ持参の上、入札書投かん箱に投かんすること。

イ 提出期間

令和8年2月25日（水）から令和8年2月26日（木）まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は、午後4時まで）

ウ 再度入札の提出期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月5日（木）まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は、午後4時まで）

(5) 郵送による提出方法

ア 一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便で郵送すること。

（普通郵便など、指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。）

イ 郵送宛先 〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市財政部契約課工事担当 行き

ウ 配達指定日 令和8年2月26日（木）

エ 再度入札の配達指定日 令和8年3月5日（木）

9 配置技術者決定届の提出

複数人の配置予定技術者を届出した場合には、落札者と決定した時点で直ちに配置技術者決定届を提出すること。

10 入札事項など

(1) 最低制限価格の設定

設定 有り

最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。

(2) 調査基準価格の設定

設定 無し

(3) 入札保証金

免除。ただし、市長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の100分の5以上の額とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

(5) 前払金の適用

適用 有り（前払いの額は、各会計年度における出来高予定額の6割以内で、中

間前払金を含む。)

(6) 部分払金の適用

適用 有り

(7) 支払限度額

各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定している。

令和7年度 請負代金のおよそ 100分の34の額

令和8年度 請負代金のおよそ 100分の66の額

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

(8) 入札書などが提出期限までに契約課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書と工事費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し市の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が1者のみの場合も有効とする。

(13) その他

ア 入札は、長野市条件付一般競争入札実施に関する要綱（以下「要綱」という。）、有償頒布要領、長野市期間入札実施に関する要領、期間入札に関する留意事項及び長野市建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）の規定に従い行う。

イ 現場説明会は、行わない。

ウ 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

11 積算内訳書の開示及び積算疑義受付

入札応札者のみ、開札日の午後3時から午後5時まで及び翌開庁日の午前9時から午後4時までの間、契約課において積算内訳書を開示する。

積算に疑義があるときは、開札日の翌開庁日の午前9時から午後4時までに、書面により疑義申立てすることができる。

12 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、要綱、入札心得、契約約款、設計図書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

13 契約条項など

本工事の請負契約は、契約書の作成を要する。

14 その他

(1) 入札書及び工事費内訳書（総括）は、ホームページに掲載した該当工事の「入

札書等」からダウンロードすること。

- (2) 委任状は、長野市ホームページ（事業者→入札・契約→契約課が実施する工事・測量等の入札（調達）情報、入札結果→入札・契約で使用する用紙などについて<工事・測量等>）からダウンロードすること。
なお、様式が同じものの使用は差し支えない。
- (3) 「条件付一般競争入札<工事等>（市長部局・上下水道局）」のページには次の手順で入ることができる。
(事業者→入札・契約→契約課が実施する工事・測量等の入札（調達）情報、入札結果→条件付一般競争入札<工事等>（市長部局・上下水道局）)
- (4) この契約は、長野市公契約等労働環境報告書及び業務体制図の提出を要する。

《問い合わせ先》

長野市役所 財政部契約課 工事担当
電話 026-224-5015（直通）